

法務委員会議録 第四十五号

昭和二十七年五月六日(火曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

委員長 佐瀬 昌三君

理事 山崎 好一君

理事 山口 好一君

理事 富三君

理事 四郎君

理事 花村 四郎君

理事 松本 弘君

理事 大西 正男君

理事 加藤 充君

理事 世耕 弘一君

理事 出府政府委員

理事 檢察(民事局長)

理事 委員外の出席者

議員 稲田 直道君

議員 專門員 村 教三君

議員 專門員 小 貞一君

四月三十日

委員石川金次郎君及び加藤充君辭任につき、その補欠として鈴木義男君及び風早八十二君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員風早八十二君辭任につき、その補欠として梨木作次郎君が議長の指名で委員に選任された。

五月二日

委員鈴木義男君及び梨木作次郎君辭任につき、その補欠として前田種男君及び風早八十二君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員前田種男君、風早八十二君及び

田中義平君辭任につき、その補欠として田万廣文君、高田富之君及び加藤充君が議長の指名で委員に選任された。

五月一日

住民登録法実施に伴う予算増額の請願(古米地英俊君紹介)(第二四七三号)

川南工業株式会社会破産申請に基く裁判に関する請願(前田榮之助君紹介)(第二四九七号)

人権擁護局存置等に関する請願(三浦寅之助君紹介)(第二五〇五号)

の審査を本委員会に付託された。

四月二十八日

戦争犯罪者の大赦に関する陳情書(日本弁護士協合理事長深作貞治)(第一五二四号)

戦犯者の釈放並びに特赦、減刑等に関する陳情書(佐賀県民生委員連盟会長山崎宝輝)(第一五二五号)

破壊活動防止法案反対の陳情書(全日本海員組合小樽地区代表及川隆外一名)(第一五二六号)

同外一件(全日本海員組合八戸支部長加藤義男)(第一五二七号)

同外八件(山形県教員組合南村山郡支部佐藤庄蔵外百五十七名)(第一五二八号)

同(全日本海員組合釜石地区代表森正利)(第一五二九号)

同(全日本海員組合東京地区代表南波佐間豊)(第一五三〇号)

同(横浜地区船員大会議長西野三吉)

(第一五三一号)

同外三件(新潟県教職員組合佐渡郡支部執行委員長平岡正二郎外四名)(第一五三二号)

同(静岡県清水船員大会議長井上富士郎)(第一五三三三号)

同(神戸地区船員大会議長谷本光雄)(第一五三四号)

同(尼崎市日亜製鋼本社工場秋山君)(第一五三五号)

同(岡山県尾道地区船員大会議長村田義兼)(第一五三六号)

同(全日本海員組合広島地区船員大会議長大久保重雄)(第一五三七号)

同(全日本海員組合高松地区船員大会議長下津義雄)(第一五三八号)

同外五件(全日本海員組合九州地区船員大会議長高尾宇三郎外六名)(第一五三九号)

同(大分県教育庁職員組合賀来穂輔)(第一五四〇号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(稲田直道君外八名提出、衆法第三五号)

〇鐵道委員長代理 これより會議を開きます。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案を議題といたします。まず提出者より提案理由の説

明を聴取いたします。稲田直道君。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

損害を受け、今回またこの大火災によりまして、繁華都市のほとんど全部を焼失したものであります。財政困乏の鳥取県、同じく財政窮乏の鳥取市のこの状態をすみやかにお救いくださる意味をもちまして、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに本案を可決せられんことを切にお願い申し上げる次第でございます。

○鐵冶委員長代理 稲田さんから簡単に罹災の状況を、ついでに報告してもらいましょう。

○稲田直道君 まず火災の状況を簡単に申し上げます。

十七日午後二時五十五分発火いたしました、折からの南々西の強風におおられまして、北側隣接の市営動源温泉に延焼いたしました。火焔は見る／＼末広町通りの一角を侵し、なおも東北に延びるとともに、末広町通りに沿つて西方にも延焼いたしました。消防自動車との不足も伴ひまして、早期消火不能となり、一時は風速十五メートル以上の烈風を起して、火の海はますます／＼拡大し、唯一の防火線とした袋川の線も防ぎ得ず、鳥取市中心の繁華街を縦なめにいたしまして、火勢はますます／＼猛烈となり、總動員いたしました全県下の消防団の力をもつていたしまして、いかにともなし得ず、夜半に至るも鎮火の見込みはつかず、遂に火勢は市街地北端まで達するに至りました。

翌朝二時ごろ風向が転じ、一時は火のまわりが拡大されるものと案ぜられました。ところが、そのころより風勢の衰えと小雨によりまして下火となり、ようやく午前三時鎮火いたしました。

この大火により、鳥取市経済の中心部である商店街は全滅し、なお県立中

昭和二十七年五月十日印刷

央病院を始め中央郵便局、保健所、検察庁、国警鳥取地区署、経済調査局、県立木材工業指導所、同工業試験場、遷喬小学校、醇風小学校、西中学校、積善学院、盲学校、雙聖学校、勸業銀行鳥取支店、鳥取銀行本支店、山陰合同銀行支店二箇所、三和銀行支店、商工会議所、日本海新聞社及びとりせん百貨店、大島機工株式会社等の主要建築物を一夜にして烏有に帰しました。罹災地区は鳥取市の総面積百三十六万坪の約三割六分、罹災面積は約五十五万坪、右のうち借地面積の率は五〇％であります。総戸数は一万二千九十一戸、総世帯数は一万三千七百八十八世帯、総人口は六万一千七百七十九人であり、罹災世帯数は五千二百二十八戸、罹災人口は二万四千四百四十三人、被害総見積額百九十三億円となつております。

右の次第であります。

○鐵冶委員長代理 他に御質疑はありませんか。——他に御質疑はないようでありますから、本案に対する質疑はこれをもつて終局いたします。

次に本案は討論の通告がありませんから、討論を省略し、ただちに表決に付したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鐵冶委員長代理 御異議なきものと認められますから、ただちに表決に付します。

本案を原案の通り可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鐵冶委員長代理 御異議なしと認め

昭和二十七年五月十二日発行

ます。よつて本案は可決すべきものと決しました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鐵冶委員長代理 御異議なければ、さようとりはからいたいと思ひます。

法務委員会は本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時より破防法案の審査を進めます。なお本委員会散会後ただちに労働委員会との連合審査会を開会いたしますから、そのまゝお残りを願ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十一分散会

〔参照〕

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案（稲田直道君外八名提出）に関する報告書〔都合により別冊附録に掲載〕